

令和6年度省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金の申請にあたって

(再エネ設備のうちファイナンスリースまたはオンサイトPPAによる太陽光発電設備の申請について)

1 概要

この制度は、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、事業者がファイナンスリースまたはオンサイトPPAモデルにより自家消費型太陽光発電等を導入する場合、その導入に要する経費の一部について補助金を交付します。

2 補助対象事業者

次のいずれにも該当する事業者とします。

- (1) 法人その他団体（市町および一部事務組合を除く）であること。
- (2) 県税に滞納がなく、事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者
- (3) 事業者またはその役員等が、次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

3 補助対象事業および要件

(1) 補助対象事業

- ①ファイナンスリースまたは②オンサイトPPA※₁により、自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業（蓄電池の導入は任意（指定避難所等の場合は除く））であって、需要家※₂が中小企業等※₃かつ滋賀県内で実施されるもの

- ※1 太陽光発電設備等の所有者である補助事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該補助事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約のことをいう。
- ※2 本補助事業における「需要家」は、対象施設で太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する主体のことをいう。

※3 以下の表の資本金の額等または常時使用する従業員の基準を満たす民間事業者（個人事業主を除く）であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

- ①発行済株式の総数または出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- ②発行済株式の総数または出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
- ③大企業の役員または職員を兼務するものが、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。

表：中小企業などの基準（AまたはBのいずれかを満たしていること）

業種	A 資本金の額等	B 常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
組合等、社会福祉法人、特定非営利活動法人、医業、その他法人格を有する民間事業者	10億円以下	2,000人以下

(2) 要件

- ・ 導入設備が次の①～③をいずれも満たすこと
 - ① 太陽光発電設備が自立運転機能を有していること
※本補助事業で導入する設備により対象施設のレジリエンスが向上すること
 - ② 太陽光発電設備が発電出力5kW以上であること
 - ③ 蓄電池を導入する場合は、総蓄電容量3kWh以上かつ発電出力の同等以下であること
- ・ 補助金の交付を受けた太陽光発電設備による発電量の50%以上を敷地内で自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）制度またはFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること
- ・ 需要家とリース事業者またはPPA事業者との契約で、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること

◆留意事項

- ・令和7年1月31日までに事業を完了（事業費の支出も含む。）すること。
- ・交付決定前に事業に着手（発注またはファイナンスリース・オンサイトPPA契約締結のいずれか早い方）したものについては、補助金を交付しない。

4 補助対象経費

補助対象事業を行うために直接必要な経費とし、本事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

◇「直接必要な経費」

本工事費、付帯工事費、機械器具費をいいます。

◆留意事項

- ・消費税および地方消費税は対象外とします。
- ・国または国の関連団体から補助金の交付を受けるまたは受けようとするときは、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除きます。

5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税および地方消費税は除く。）に1/3を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とします。ただし、事業実施場所が指定避難所または福祉避難所となっている施設（以下「指定避難所等」という。）の場合は、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内（千円未満切り捨て）とする。

補助限度額は需要家種別（①中小企業等②指定避難所等）および太陽光発電設備の発電出力（太陽電池モジュールの公称最大出力合計とパワーコンディショナーの定格出力合計のいずれか低い方の値）によって異なります。

【表】補助限度額

需要家	需要家種別（A）	発電出力（B）	補助限度額
中小企業等	2,100千円 (1,200千円)	1kWあたり70千円 (40千円)	補助対象経費に1/3を乗じた額と（A）と（B）のいずれか小さい方の額
指定避難所等	3,000千円	1kWあたり100千円	補助対象経費に1/2を乗じた額と（A）と（B）のいずれか小さい方の額

※ 括弧内は、太陽光発電設備単体のみをファイナンスリースまたはオンサイトPPAモデルにて導入する場合の金額

（例1）中小企業に出力10kWの太陽光発電および容量5kWhの蓄電池をオンサイトPPAモデルで設置する場合で、補助対象経費400万円のと
210万円と400万円×1/3≒133.3万円と10(kW)×7万円=70万円とを比較して補助額は70万円となります。

(例2) 指定避難所に出力10kWの太陽光発電をファイナンスリースで設置し、蓄電池を購入する場合で、補助対象経費300万円のと
300万円と $300万円 \times 1 / 2 = 150万円$ と $10 (kW) \times 10万円 = 100万円$ とを比較して補助額は100万円となります。

6 交付申請書の提出※提出前チェックシートを準備しています。

本補助金の交付を希望される事業者は、あらかじめ様式第1-2号により交付申請書を提出してください。添付書類は以下のとおりです。

- (1) 事業計画書 (様式第1-2号別紙1)
- (2) 収支予算書 (様式第1-2号別紙2)
- (3) 誓約書 (様式第1-2号別紙3)
- (4) 滋賀県税に関する誓約書兼調査に関する同意書 (様式1-2号別紙4)
- (5) 設備設置承諾書 (様式1-2号別紙5)
- (6) 申請者に関する資料
 - ・ 登記事項証明書 (直近3か月以内に取得されたもの)
 - ・ 事業活動に関する資料 (会社案内パンフレット等)
 - ・ 直近2年間の財務諸表 (貸借対照表および損益計算書)
- (7) 事業実施場所に関する資料
 - ・ 対象施設の地図、図面、現況写真 (設置予定場所の状況が確認できるもの)
 - ・ (指定避難所等に該当する場合) 市町からの通知等
 - ・ 年間電力使用量がわかる資料
- (8) 設備に関する資料
 - ・ 設備の仕様書
 - ・ 単線結線図
 - ・ 年間推定発電量の根拠資料
- (9) 経費の根拠資料
 - ・ 見積書 (「工事一式」などの表記ではなく、数量等内訳がわかるもの)
- (10) 交付申請チェックシート
- (11) その他支援プラザが必要と認める書類

受付期間は、令和6年4月30日(火)～令和6年11月29日(金)17時です。

提出のあった申請について受付順に審査を開始し、予算額に達した時点で募集を終了します。

提出は、郵送または持参によるものとし、事前に電話にて連絡と補助金様式のExcelファイルをメールで co1999@shigaplaza.or.jp へ送信ください。

7 交付決定後の申請事項等の変更

(1) 事業計画の変更

事業計画書の内容に、次のいずれかの変更をしようとする場合は、あらかじめ事業変更承認申請書を提出し、承認を受けてください。

- ①補助対象経費の総額の20%以上の変更
- ②事業の実施場所の変更
- ③補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- ④その他計画内容の大幅な変更

(2) 事業の中止（廃止）

事業を中止もしくは廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書を提出し、承認を受けてください。

8 実績報告および補助金の額の確定

補助事業が完了（事業費の支出も含む。）したときは、事業が完了した日から起算して30日以内または令和7年1月31日のいずれか早い日までに、次の①～④の書類を添えて、実績報告書（様式第6-2号）を提出してください。

- (1) 事業報告書（様式第6-2号別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第6-2号別紙2）
- (3) 事業の実施状況がわかる資料
 - ・ 現況写真（設置場所および導入設備の状況が確認できるもの）
 - ・ （余剰電力を売電している場合、）「余剰配線」であることがわかるもの（受給契約確認書等）
- (4) 支出証拠書類の写し
 - ・ 発注書または契約書
 - ・ 注文請書（契約書がある場合は不要）
 - ・ 請求書
 - ・ 相手方に支払ったことがわかる書類（支払い相手、日付、金額が記載されていること）
 - ・ ファイナンスリースまたはオンサイトPPA契約書の写し
 - ・ ファイナンスリースまたはオンサイトPPA契約において、補助金相当額がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されることがわかる書類
 - ・ （他の補助金等の交付を受けている場合、）当該補助金等の交付決定・確定通知等の写し
- (5) 実績報告チェックシート（ファイナンスリースまたはオンサイトPPA用）
- (6) その他支援プラザが必要と認める書類

実績報告の提出後、書類審査と必要に応じて現地確認を行い、補助金の額の確定を行います。額の確定通知を送付後2週間程度で指定の口座に入金いたします。

9 交付決定の取消し

補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為等があったときは、交付の決定を取り消すこととなります。

10 財産の処分の制限

補助事業により整備された省エネ設備のうち、その取得価格または増加価格が50万円以上のものについては、法定耐用年数(※)に相当する期間内に処分等(転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、廃棄)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受ける必要があります。

承認を受ける場合は、財産処分承認申請書(様式第10号)を提出してください。

なお、承認を受けて処分等をしたことにより収入があったときは、財産処分基準に基づき、その収入の全部または一部をプラザに納付していただくことがあります。

(※)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数
太陽光発電設備:17年、蓄電池:6年

11 事業内容等の公表

補助事業内容や効果等について、HP等で公表を予定しております。

応募・問い合わせ先

滋賀県産業支援プラザ 連携推進部 CO₂ネットゼロ支援室

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号(コラボしが21 2階)

電話:077-511-1424

FAX:077-511-1418 E-mail:co1999@shigaplaza.or.jp